

茨城県央環境衛生組合行政組織規則

令和 6 年 4 月 1 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県央環境衛生組合事務局設置条例（令和 6 年茨城県央環境衛生組合条例第 4 号）に規定する事務局の組織及びその分掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第 2 条 事務局に次の係を置く。

(1) 総務係

(2) 施設整備係

(係の分掌事務)

第 3 条 係の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、各係相互に事務をさせることができる。

(1) 総務係

ア 正副管理者会議等に関する事。

イ 議会の招集及び議案に関する事。

ウ 監査委員に関する事。

エ 公平委員会に関する事。

オ 儀式、行事及び表彰に関する事。

カ 公印の管理及び公告に関する事。

キ 文書の收受、発送及び管理に関する事。

ク 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関する事。

ケ 情報公開及び個人情報保護に関する事。

コ 行政組織及び事務管理に関する事。

サ 職員の定数及び配置に関する事。

シ 職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関する事。

ス 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。

セ 職員の褒賞及び表彰に関する事。

ソ 職員の研修に関する事。

タ 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。

チ 市町村職員共済組合、市町村総合事務組合及び公務災害補償に関する事。

ツ 職員の被服貸与に関する事。

テ 予算の編成及び執行管理に関する事。

ト 財政の総合調整に関する事。

ナ 財政状況の公表に関する事。

ニ 決算及び決算統計に関する事。

ヌ 起債及び一時借入金に関する事。

ネ 組合財産の取得、管理及び処分（建設用地の取得に係る事務を除く。）に関すること。

ノ 公有財産の総合調整に関すること。

ハ 組合の収入及び支出に関すること。

ヒ 契約検査事務に関すること。

フ 入札事務に関すること。

ヘ 現金の出納及び保管に関すること。

ホ 有価証券の出納及び保管に関すること。

マ 現金及び財産の記録管理に関すること。

ミ 物品の出納及び保管に関すること。

ム 指定金融機関に関すること。

メ 構成市町の負担金に関すること。

モ 組合広報に関すること。

ヤ 組合内の庶務に関すること。

ユ その他、他の係に属さない事務に関すること。

（２）施設整備係

ア し尿処理施設設置に係る計画の策定に関すること。

イ し尿処理施設設置及び稼働後の管理運営に関すること。

ウ 環境影響調査に関すること。

エ 建設用地に関すること。

オ 循環型社会形成推進交付金に関すること。

カ その他施設整備に関すること。

（職制）

第４条 事務局に事務局長、係に事務局長補佐及び係長を置く。

（職務）

第５条 事務局長は、上司の命を受け、局務を統括し、所属職員を指揮監督する。

２ 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、総務係事務局長補佐がその職務を代理する。

３ 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

（役付職以外の職の職務）

第６条 前条に規定する役付職以外の職の職務は、別表のとおりとする。

（事務の特例）

第７条 臨時又は特殊な事務については、前条の規定にかかわらず、管理者は、他に属する事務を兼ねさせ、又は分担以外の事務を処理させることができる。

（主管事項の不明の決定）

第８条 主管の明らかでない事務があるときは、事務局長がその主管を定める。

（相互援助）

第９条 事務局長又は事務局長補佐は、その所掌事務が所属職員だけで完結でき

ないと認めるとき、又は事務の処理に当たって緊急を要するときは、上司の指揮を受けて、他の係に応援を求め、又はそれぞれの所属職員を相互に援助させ、その完結を期さなければならない。

- 2 職員は、自己の分担以外の事務であっても、その繁忙に応じて相互に協力援助し、事務の進捗に努めなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

職	職 務
主 幹	係長の職務以外の困難な事項
主 事	一般事務